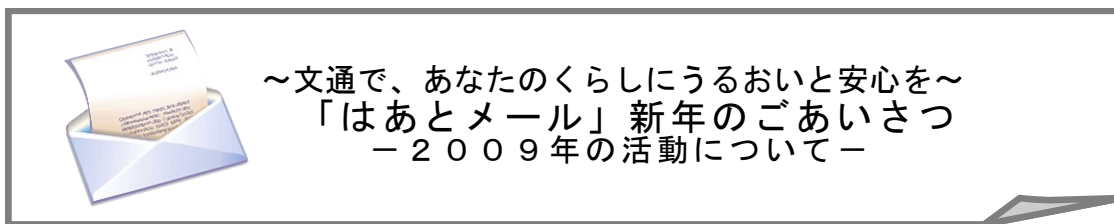


# はあとメール 第5号

発行人 〒606-8405  
京都市左京区浄  
土寺上南田町26  
☎075-761-2109  
住田正則

みなさん、新年あけましておめでとうございます。  
はあとメール代表の住田正則（行政書士・社会保険労務士）です。

はあとメールは、昨年8月に3人のメンバーによって結成されてから、今月ではや半年の節目を迎えます。この間、ご相談をお受けした方はのべ18人、「はあと会員」にご登録いただいた方は19名（2008年末時点）を数えました。市民の皆さんと法律の専門家の間の架け橋になるという活動の趣旨からすれば、まだまだ実質がともなってきたとは言えず、すべてにおいてこれからの私たちではありますが、それでも、ご相談に来られた方が晴れやかな表情でお帰りになるのを見送ったり、会員の方からの感謝のお手紙をいただいたりするときなどには、やはり嬉しさと満足感を得ることができます。ときには、私たちがやってきたこと・やろうとしていることは、決して間違いではなかったんだなあ、というかすかな確信のようなものを感じることもあります。それはあくまで、現時点ではかすかなものですが・・・。



はあとメールは、今年も昨年に引き続き、毎月1回の定期便「はあとメール」の配布と無料相談会開催を基本軸として、地道に活動をしてまいります。ただし、無料相談会等、市民の皆さんと直接にふれあう場を、ひとまち交流館以外にも広く作っていきたくと考えています。行政機関・施設や各種関連団体の方々とも、積極的に連携・提携を図っていきます。

これまでのところ、「市民後見センターきょうと」さまと、成年後見の分野において提携をさせていただいております。また、京都新聞社会福祉事業団さまには、相談会の告知などで毎回大変お世話になっております。今月の無料相談会につきましては、後援事業としての認定もいただきました。

はあとメールは、とかくそれぞれの資格や業務範囲にとじこもりがちで、ともすれば市民の皆さんの視点からズレてしまいがちな専門職の垣根を飛び越え、真に実用的で利用者本意の法律サービスを作り出すために、日々精進してまいります。

## 無料相談会 開催中

- |        |           |                                      |
|--------|-----------|--------------------------------------|
| 第1回相談会 | 9月15日(祝)  | ひと・まち交流館 京都にて                        |
| 第2回相談会 | 10月19日(日) | ひと・まち交流館 京都にて                        |
| 第3回相談会 | 11月30日(日) | みやこめっせにて                             |
| 第4回相談会 | 12月21日(日) | ひと・まち交流館 京都にて                        |
| 第5回相談会 | 1月12日(祝)  | ひと・まち交流館 3階ミーティングルーム                 |
| 第6回相談会 | 2月28日(日)  | ひと・まち交流館 3階ミーティングルーム<br>午後1時から午後5時まで |

はあとメールは、理想を高く持ち、しかし足元をしっかりと見つめながら、法律の専門家と市民の皆さんの心の交流のための活動を推し進めてまいります。どうか皆さま、これからも温かいご支援・ご指導を、そしてたまには厳しいダメ出しなどでも構いません、私たちははあとメールに賜りますよう、よろしくお願い申し上げます！

「はあとメール」の具体的な活動方法・活動内容について、ご説明いたします。

基本的に、毎月1回（15日前後）に、法律ひとくちメモやくらしのお役立ち情報などを盛り込んだ「はあとメール」を、本活動の趣旨にご賛同いただきました方々（「はあと会員」とお呼びします）へ向けて郵送いたします。会員の方々は、スタッフへ向けてご質問・ご相談などのおたよりを送ることができ、それに対してのお返事をスタッフが書く、という流れで、双方の心のふれあい・意思疎通をはかります。

また、会員の方々は、スタッフが開催する相談会やセミナーに優先的にご参加いただくことができ、必要に応じて遺言・相続などの業務依頼をスタッフに発注することができます。すでに心安くしているスタッフへの依頼ですから、その安心感は格別なものになるのではないかと思います。

☆「はあと会員」会費（ただし、2008（平成20）年12月分までは無料）  
月500円 ※原則として年一括払い（6000円）  
会期：毎年1月～12月

ただし、現在のところ（2009年1月現在）は、お試し期間を継続中です！ 会費は必要なく、お申し込みいただくだけで、すぐに「はあとメール」をお送りいたします。

今後の手続方法につきましては、現在、はあとメールスタッフ間で鋭意調整中です。詳細が決定しましたら、改めてこの定期便「はあとメール」上にてお知らせいたしますので、いましばらくお待ちください。

☆会員へのサービス内容

「はあとメール」発送、質問・お便りへのお返事、セミナーへの優先ご招待、業務をお引き受け、等

あなたのご参加を、心よりお待ちしております

（住田 正則）

☆スタッフも、同時募集中です。心ある法律の専門家の皆さん、ご連絡、お待ちしております。



みなさん、おめでとうございます。京の菜時記を書かせていただいております橋本将詞（社会保険労務士）です。

毎回、京都でとれる旬の野菜を紹介しようと始めた「京の菜時記」、今回で二回目となります。さて、今回ご紹介する野菜は少し珍しい葉モノ野菜・・・「畑菜」です。

# 京の菜時記

そもそも菜種油をとるために栽培されてきた京都の冬の代表的な葉モノ野菜ですが、なぜ一月の新年号に畑菜を紹介させていただくかという、わけがございませう。一年で畑菜を最もよく食べるという日あるのです。それが今年は二月六日。是非、その日に畑菜を食べていただきたく、一月の今号にご紹介させていただきます。



さて、みなさん、伏見稲荷神社をご存知でしょうか。全国の稲荷神社の総本社としてあまりにも有名な伏見稲荷大社ですが、二月の最初の午の日に行われる行事があるのです。それが、「初午大祭」。和銅四年（711年）、稲荷山の三ヶ峰に稲荷大神が初めてご鎮座された日が、二月の初午の日・・・といわれており、「初午大祭」はその日をしのぶ行事として全国の稲荷神社で行われます。

京都ではその日に「畑菜の辛し和え」を食べる習慣があるのです。ではなぜ、稲荷大社のお祭りである初午の日に畑菜なのか。実は、稲荷大社を祀ったのが「秦（はた）氏」であり、その「秦（はた）」と「畑（はたけ）菜」をかけているといわれています。また、畑菜は稲荷大社のシンボルである狐の好物の油揚げと一緒に炊いても美味しいものです。

稲荷大社と秦氏と畑菜・・・上のような関係があるようですが、事実、京都では初午の日に畑菜を食べることは昔からの習慣となっています。また実際に、一年で一番寒くなるこの時期の畑菜は実に美味しいものなのです。今や菜っ葉類の野菜であれば小松菜など色鮮やかな濃い「緑色」が好まれ、見た目に少し黄色がかった畑菜は敬遠されがちです。ですが、京都の底冷えのする寒さにさらされた畑菜は、寒さによって葉の色を少し黄色くさせるもので、朝霜にあたることで美味しさと柔らかさを増させます。

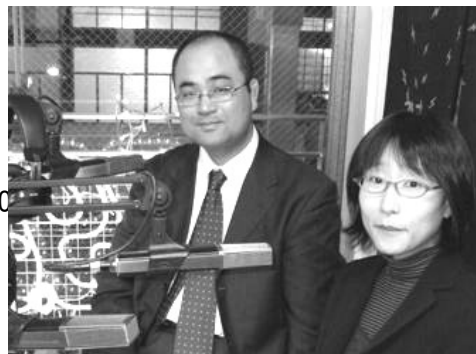
一月の中旬から二月の話題で少し先走りすぎているようですが、畑菜そのものはすでに出荷されており、店頭にも並んでいます。まず、ご賞味いただき、初午の日にぜひもう一度、味わってくださいませ。

ひとくち取材メモ

はあとメール、「ラジオカフェ」にラジオ出演しました。

FM79.7MHz 京都三条ラジオカフェ『KYOTO HAPPY NPO!』毎週日曜日

12月28日（日）朝10時から約30分間、はあとメール住田と今村が京都三条ラジオカフェ『KYOTO HAPPY NPO!』という番組に出演しました。『KYOTO HAPPY NPO!』は様々なNPOを取り上げて紹介しておられる「きょうとNPOセンター」さんの番組です。師走の活気あふれる三条寺町を見下ろす収録室にて、はあとメールの活動の紹介、老いじたくについて、遺言や相続の相談に対してどのようにアドバイスできるか等について、お話をさせていただきました。ラジオをお聞きなされた方はどうでしたか。伝わりましたでしょうか。そして、これからも私たちの取り組みを、ゆっくりと応援してくださいますよう。どうぞよろしくお願いいたします。



相続ミニコーナー ④

「遺留分」民法1028条

遺留分の制度は、相続が開始するとき、一定範囲の相続人に対して、被相続人の財産の一定割合について相続権を保障する制度です。被相続人は相続人の遺留分を保障さえすれば、残りの財産を自由に処分することができます（自由分）。

このような遺留分を有する相続人（遺留分権利者）は①配偶者、②子、③直系尊属であり、兄弟姉妹には遺留分はありません。ただし相続排除や相続放棄によって相続権を有しない者は遺留分も有しません。

- 直系尊属のみが相続人である場合だけ、被相続人の財産の3分の1
- それ以外の場合は、被相続人の財産の2分の1

この被相続人の財産の全体に対する割合（総体的遺留分）に各自の法定相続分をかけたものが、各自の個別的遺留分となります。

遺留分権利者は、相続開始前に家庭裁判所の許可を得て遺留分を放棄することができます。家庭裁判所は、①権利者の自由意思によるかどうか、②権利を放棄する必要性・合理性はあるのか、③放棄と引き換えに代償はあるのか、などを考慮して判断しているため、これに疑問がある場合は不許可となることもあります。

遺留分の放棄によって他の相続人の遺留分は増加しません。その結果、被相続人の財産処分の自由が広がることになります。

(ima)



**遺言書を書くとき**  
遺言制度は遺言者の意思を尊重し、その実現を法律で保障するための制度です。

いきなり、どんなことが遺言書によってできるのか、ざっと「遺言事項」を書き出してみました。（あまり関係することのない見慣れない用語があるかと思いますが、ご容赦ください。）

「遺言事項」

民法では「遺言できる事項」を定め、次のような場合に限定しています。

主なもの

- 非嫡出子の認知（781条） ←生前もできる
- 推定相続人の排除とその取り消し（893条と894条） ←生前もできる
- 相続分の指定（902条） ←遺言でなければならない
- 遺産分割の指定または禁止（908条） ←遺言でなければならない
- 遺贈（964条） ←生前もできる
- 遺言執行者の指定（1006条） ←遺言でなければならない

つまり「法的な効力がある」ものを法定していて、それ以外のこと、たとえばお葬式の方法、介護や扶養の方法、遺訓などを遺言で定めても、それらは残された相続人にそうするかどうかが委ねられています。（この「付随事項」には法的効力はありませんが、相続人にとって尊重したい事項を盛り込んで遺言書を書くことは可能なのです。）

また、遺言による財産処分は遺言者の自由といえども、相続人に与える影響を考えると、相続人間の公平の観点などから、あまり自由すぎても問題があると考えられているようです。

遺言事項

|                                  |  |          |         |
|----------------------------------|--|----------|---------|
| 法定相続                             | ① 推定相続人の排除および排除の取消   | 893、894② | 生前行為もある |
|                                  | ② 相続分の指定   | 902      |         |
|                                  | ③ 遺産分割の指定または禁止   | 908      | 遺言書による  |
|                                  | ④ 遺産分割の際に相続人間による担保責任を定める   | 914      |         |
| 財産処分                             | ① 遺贈（包括遺贈・特定遺贈）  | 964      | 生前行為もある |
|                                  | ② 「受遺者の相続人による遺贈の承認または放棄」について別段の定めをする<br>「停止条件付遺贈で条件成就前に受遺者死亡」について別段の定めをする<br>「受遺者の果実の取得」について別段の定めをする<br>「遺贈の無効または失効の場合における目的財産の帰属」に別段の定めをする<br>「相続財産に属しない権利の遺贈における遺贈義務者の責任」に別段の定めをする<br>「第三者の権利の目的たる財産の遺贈」について別段の定めをする<br>「受遺者の負担付遺贈の放棄」について別段の定めをする<br>「負担付遺贈の受遺者の免責」について別段の定めをする | 988      | 遺言書による  |
|                                  |  | 994②     |         |
|                                  |  | 992      |         |
|                                  |  | 995      |         |
|                                  |  | 997      |         |
|                                  |  | 1000     |         |
|                                  |  | 1002②    |         |
|                                  | 1003   |          |         |
| ③ 財団法人の寄付行為                      | 41   | 生前行為もある  |         |
| ④ 遺産の信託の設定（特定の者に対し「信託契約」すべき旨の遺言） | 信託法2   | 生前行為もある  |         |
| 遺言の執行・取消                         | ① 遺言執行者の指定   | 1006①    | 遺言書による  |
|                                  | ② 「遺言執行者の復任権」について別段の定めをする<br>「共同遺言執行者」について別段の定めをする<br>「遺言執行者の報酬」について別段の定めをする   | 1016①    |         |
|                                  |  | 1017     |         |
|                                  |  | 1018     |         |
| ③ 遺言の撤回                          | 1022   |          |         |
| 遺留分                              | 「目的物の価額による遺贈の減殺」について別段の定めをする   | 1034     | 遺言書による  |
| 家族関係                             | ① 非嫡出子の認知  | 781①     | 生前行為もある |
|                                  | ② 未成年後見人の指定  | 839      | 遺言書による  |
|                                  | ③ 未成年後見監督人の指定  | 848      |         |

※ あと、条文にはないですが、「遺言によってできると解釈されている事項」が3つ程あります。  
 ※ 次回は、この中から一つ、「推定相続人の排除」を取り上げて説明いたします。 (ima)

## ボクシングディとクリスマスケーキ



ボクシングディ（boxing day）と言われたら、ボクシングをする日と思われるかもしれませんがね。実はそうではなくて、クリスマスの次の日のことを一般的に指します。

イギリスやアメリカで、定められた祝日で、特にボックスにはいった贈り物をする日なのです（イギリス系の旧植民地にもあります）。この日は雇い主が雇用人に箱に入れた贈り物をする日です。そして、その中に入れてあるのがクリスマスのプレゼントなのです。

語源などから引いてみると、次のような説明がされています。クリスマスのプレゼントでイブまでに売れなかった商品は値引きをされますが（時には半額以下ということもあるそうです）、その値引きをされた商品を箱に入れて雇用人に贈り物をするを元々 ボクシング（boxing）といったそうです。そしてそれが固定化することによって、祝日になったそうです。

雇用人の人達は、どんな感じだったのでしょうか。日本にはあまり見あたらない性質の祝日ですね（昔の敷入りがそれに当たるのでしょうか）。

クリスマスケーキは半額でスーパーの店頭で売られています。箱に入れて贈り物にする、事はありませんが、買って食べたことは良くありました。

そういえば、季節はずれのクリスマスケーキと言うと、民法の教室事例（教室で条文をよりわかりやすく説明するために作られる実際にはない事例）にあります。クリスマスにクリスマスケーキを頼んだのに、遅れてしまうと、解除ができるという事例です。

民法の542条にある条文に「契約の性質…によって、特定の日時…に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、当事者の一方が履行をしないでその時期を経過したときは、相手方は、前条の催告をすることなく、直ちにその契約の解除をすることができる」とあります。

つまり、特定の日時が、クリスマスとかんがえ、当事者の一方を、ケーキ屋さん、相手方をあなた、とすると、民法542条はこうなります。クリスマスケーキがとどかないまま、クリスマスが過ぎたら、買うという約束をなしにしてしまうことができます。

まあ、このような事例は本当には起きないでしょう。なぜなら、大手のお菓子屋さんでは、春からケーキを作り冷凍して持っているそうですし、町のケーキさんは、たくさんのバイトを雇って、作っているからです。ケーキ屋さんも安心です。

それにしても、ボクシングディには売れ残ったケーキは箱に入れられて、贈られるのでしょうか

